

高松市西植田土地改良区定款

1. この定款は 昭和 30 年 2 月 19 日から施行する。
1. この変更定款は昭和 30 年 7 月 1 日から施行する。
1. この変更定款は昭和 33 年 11 月 26 日から施行する。
1. この変更定款は昭和 42 年 10 月 3 日から施行する。
1. この変更定款は昭和 43 年 5 月 25 日から施行する。
1. この変更定款は昭和 45 年 5 月 16 日から施行する。
1. この変更定款は昭和 46 年 12 月 16 日から施行する。
1. この変更定款は昭和 49 年 9 月 3 日から施行する。
1. この変更定款は昭和 52 年 8 月 6 日から施行する。
1. この変更定款は昭和 53 年 8 月 22 日から施行する。
1. この変更定款は昭和 57 年 4 月 25 日から施行する。
1. この変更定款は平成 21 年 3 月 18 日から施行する。
1. この変更定款は平成 23 年 9 月 27 日から施行する。
1. この変更定款は平成 25 年 5 月 21 日から施行する。
1. この変更定款は平成 26 年 6 月 9 日から施行する。
1. この変更定款は平成 27 年 6 月 18 日から施行する。
1. この変更定款は令和元年 8 月 19 日から施行する。
1. この変更定款は令和 3 年 5 月 21 日から施行する。
1. この変更定款は令和 5 年 5 月 10 日から施行する。

第一章 総 則

(目 的)

第 1 条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

(名称及許可番号)

第 2 条 この土地改良区は、高松市西植田土地改良区という。

2. この土地改良区の認可番号は、香川県土改第 204 号である。

(地 区)

第 3 条 この土地改良区の地区は高松市西植田町、池田町一円及び三谷町の一部の田畑（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く）とする。

(事 業)

第 4 条 この土地改良区は土地改良事業計画、定款、規約、管理規程及び利水調整規程の定めるところにより次に掲げる土地改良事業を行う。

- (1) 地区内のかんがい排水施設及び農道の維持管理
- (2) 地区内のかんがい排水施設及び農道の新設改修
- (3) 春日川の上流その他引水に伴う施設及び河川への排水施設の維持管理および新設改修
- (4) 地区内の区画整理及び農用地造成
- (5) 地区内の農村総合基盤整備に関する事業
- (6) 前各号諸施設の災害復旧工事

2. この土地改良区は、第 1 項第 1 号及び第 3 号の事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。
3. この土地改良区は、第 1 項第 1 号から第 5 号の事業に付帯し、その事業を害しない範囲内で多面的機能支払にかかる活動組織に参画し、保全活動を行う。
4. この土地改良区は、前項の事業を行うに当たり、当該活動組織からその事

務を委託される場合は、これを受託する。

(事務所の所在地)

第5条 この土地改良区の事務所は、高松市西植田町 1131 番地 1 に置く。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場及びこの土地改良区の地区の属する市町村の事務所の掲示場に掲示してこれをする。

2. 前項の公告の内容は、必要があるときは書面をもって組合員に通知し、又四国新聞に掲載するものとする。

第二章 会 議

(総代会)

第7条 この土地改良区に総会に代わるべき総代会を設ける。

(総代の定数)

第8条 総代の定数は 32 人とする。

(総代の選挙)

第9条 総代は、組合員が総会外においてこれを選挙する。

2 この定款に定めるもののほか、総代の選挙に関し必要な事項は、附属書総代選挙規定で定める。

(総代の任期)

第10条 総代の任期は 4 年とし、総選挙により選挙された総代の就任の日から起算する。ただし、土地改良法（以下「法」という。）第 23 条第 4 項において準用する法第 29 条の 3 第 1 項の規定による改選並びに法第 136 条の規定による選挙又は当選の取消しによる選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選挙が、総代の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず 4 年とし、その就任の日から起算する。

(総代の失職)

第 11 条 総代がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。

(通常総代会の時期)

第 12 条 この土地改良区の通常総代会の時期は、毎事業年度 1 回 3 月とする。

(書面による議決)

第 13 条 やむを得ない理由のため、総代会に出席することができない総代は、あらかじめ通知した事項について、書面により議決権を行うことができる。

2. 書面により議決権を行おうとする総代は、あらかじめ通知のあった事項について、書面にそれぞれ賛否を記載し、これに署名又は記名押印の上、総代会の会日の前日までにこの土地改良区に提出しなければならない。

(議決方法の特例等)

第 14 条 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定、変更、土地改良事業の廃止、役員の改選、規約の設定、変更及び廃止、維持管理規程の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止並びに合併及び解散その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第 15 条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を招集して、総代の半数以上の出席がないため、さらに 20 日以内に同一の目的で招集された総代会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、総代の 3 分の 1 以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

(議 長)

第 16 条 総代会の議長は、出席した総代のうちから、当該総代会で選任する。

第三章 役 員

(役員の数)

第 17 条 この土地改良区の役員定数は理事 8 人及び監事 3 人とする。

2. 前項の監事定数のうち、1人は法第18条第6項各号の全てに該当するものとする。

(役員の選任)

第18条 役員は総代が総代会において選任する。

2. この定款に定めるもののほか、役員の選任に関し必要な事項は、付属書役員選任規定で定める。

(理事長及び三役)

第19条 理事は理事長、副理事長、第一理事をそれぞれ1名ずつ互選するものとする。

第20条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2. 副理事長は理事長を補佐し工事部門を担務する。理事長事故ある時はその業務を代行する。

3. 第一理事は理事長を補佐し事務部門、会計を担務する。

(事務の決定)

第21条 この土地改良区の事務は、理事の過半数により決するものとする。

ただし、規約の定めるところにより、軽易な事務については、理事長の決するところとする。

(監事の職務)

第22条 監事は少なくとも毎事業年度2回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2. 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

(役員の任期等)

第23条 役員の任期は4年とし、その就任の日から起算する。ただし、法第29条の3第1項及び第134条第2項の規定による改選、法第136条の規定による決議の取り消しによる選任並びに補欠選任によって選任される役員の一

任期は、退任した役員の残任期間とする。

2. 前項ただし書に規定する選任が、役員の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(役員の失職)

第24条 理事又は監事がその権利を失ったときは、その職を失う。

第四章 経費の分担

(経費分担の基準)

第25条 第4条第1項の第1号、2号、3号、5号及び第6号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

2. 第4条第1項第4号の事業に要する経費に充てるための賦課金は予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき各區別に規約に基づいて定める土地の地積に比例して賦課する。ただし換地処分公告のあった後においては当該換地処分に係る換地計画において定められた換地交付基準地積に比例して賦課する。

3. 第4条に掲げる事業のうち国の間接補助及び県の補助事業に係るものであって当該事業の施行に係る地域内の農地が法第113条の2第2項の規定に基づく当該事業の工事完了の公告の日の属する年度の翌年度（その年度の到来する以前に知事が指定する場合にあっては当該指定に係る年度）から起算して8年を経過しない間に農地以外に転用される場合には当該事業につき県から受けた補助金（県が国から交付を受けて交付するものを含む）の額に相当するものを第1項から第3項の規定する賦課金及び夫役現品の算定方式により当該転用に係る農地（以下「転用農地」という）に割り振って得られる額（当該転用に伴い遊休化する施設を目的外用途に活用することに生ずる収入がある場合には当該収入額のうち当該転用農地に係るものを差し引いた額）の賦課金を当該転用農地につき賦課する。

ただし、転用農地の面積が県知事の定める面積をこえない場合または県知事が補助金の返還を要しないものとして承認した場合にはこの限りでない。

4. 前3項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、組合員に対し、この土地改良区の地区内にある土地につき地積割に賦課する。ただし畑は、田の50%とする。

(賦課徴収の方法)

第26条 前条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は総代会で定める。

(夫役の履行)

第27条 夫役を賦課された者は、その便宜に従い、本人自らこれにあたり、又は代人をもってこれに履行することができる。

2. 前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

(督促)

第28条 法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を発してこれをするものとする。

(過怠金)

第29条 第25条の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し、又は定期内に履行せず、若しくは夫役現品に代るべき金銭を納めない場合には、その滞納の日数に応じて、金百円につき1日金4銭の延滞金並びに督促状を発した場合には督促手数料100円を過怠金として徴収する。

2. 前項の滞納金又は過怠金を市町村が処分する場合には、さらにその徴収金額の100分の4に相当する額を過怠金として徴収する。

3. 前2項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

第五章 雑 則

(係及び委員)

第30条 この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところによ

り、理事会の補助機関として係を置くことができる。

2. この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員を置くことができる。

3. 理事会は、前2項に規定する各係又は各委員ごとに担当理事を定める。

(加 入 金)

第31条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。

2. 前項の加入金の額は、総代会の議決により定める。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第32条 前条の規定による加入金、法第42条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭、法第53条の8第2項の規定により徴収すべき金銭、同条第3項の規定により徴収すべき仮精算金及び換地計画において定める精算金については、第28条の規定を準用する。

(基本財産)

第33条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

2. 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

(財産の分配の制限)

第34条 この土地改良区の財産については、解散（合併の場合を除く。）のときでなければ組合員に分配することができない。

(事業年度)

第35条 この土地改良区の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。